

# 第3次 初山別村 子ども読書活動推進計画

【令和3年度～令和7年度】



初山別村教育委員会

## 【目次】

### 第1章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

1	読書活動推進の意義	1
2	本計画の位置づけ	1
3	本計画の期間	1
4	基本方針	2

### 第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

1	家庭における子どもの読書活動の推進	3
2	地域における子どもの読書活動の推進	4
3	学校における子どもの読書活動の推進	6
4	普及啓発活動	8

### 資 料

- 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 文字・活字文化振興法
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次計画）
- 北海道子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第4次計画）





## 第1章 子どもの読書活動推進のための基本的な考え方

## 1 読書活動推進の意義

子どもが社会に夢や希望を持ち、心身ともに健やかに育つためには、学校における教育活動、家庭や地域社会における様々な活動を体験できる環境づくりを進めていくことで、自ら学び自ら考える力、生きる力をはぐくむことが必要とされています。

読書活動は子どもの感性と創造力、自己表現力を高め、人生をよりよく生きていく力を身に付けていく点で、欠かすことのできない活動です。しかし、全国学校図書館協議会と毎日新聞社が共同で毎年実施している「学校読書調査」によると、「1か月に読む本の平均冊数」、「1か月に1冊も本を読まない“不読者”の割合」のいずれも、学校段階が上がるほど読書をしない割合が増える傾向が示されています。本を読まない理由として、テレビやインターネット等様々な情報メディアの普及により「本を読まなくても日常生活に不自由しない」ことがよく挙げられています。そのため、これからの子どもには、読書活動とその他情報メディアとの使い分けや読書活動の有用性について十分に啓発・推進を図ることが必要とされています。

この問題について、国においては、日本の社会全体で子どもの読書活動の推進を図るため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年に公布、施行されました。この法律は、子どもの読書活動の推進に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものです。その後、本法に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が平成14年に策定され、その後、第2次計画～第4次計画が平成20年～平成30年にかけて5年おきに策定されています。

北海道においては、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」ことを基本理念として、平成15年に「北海道子どもの読書活動推進計画」が策定され、その取組の成果と課題及び、近年台頭してきた電子図書類を対象に含めること等を踏まえた第2次計画～第4次計画が平成20年～平成30年にかけて5年おきに策定されています。

このような状況を受けて、本村においても、法の理念や各種推進計画を尊重し、家庭・地域・学校の連携と協力による読書環境整備を進めるため「初山別村子ども読書活動推進計画」を策定し、読書活動の推進を図ることとしました。

## 2 本計画の位置づけ

本計画は、本村における村づくりの指針である「第8期初山別村総合振興計画」（令和3年度（2021）～令和12年度（2030））と、これに基づく「第8次初山別村社会教育計画」（令和3年度（2021）～令和7年度（2025））等との整合性を確保しつつ、本村における子どもの読書活動の推進に関する考え方や取組について示すものとし、

## 3 本計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、年度ごとに計画の評価を行うことで進捗状況を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 基本方針

読書活動は、知識・教養・読解力・表現力・想像力・思考力を養い、自ら学ぶ楽しさや知る喜び、生涯にわたって自発的に学ぼうとする習慣を体得できる点において、大変重要な経験です。そのため本村では、次の取組を通じて子どもの自主的な読書活動の推進を図ることとします。

### (1) 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するには、家庭・地域・学校で緊密に連携した取組が重要です。関係する団体等がそれぞれの担うべき役割を果たし、相互に協力を図りながら取組むことが求められます。

このような観点から、本村では家庭・地域・学校のそれぞれが相互に連携・協力して、子どもが自ら進んで読書活動ができる取組と体制の推進に努めます。

### (2) 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書習慣を推進するには、子どもたちのそれぞれの発達段階に応じて、読書を楽しむきっかけや読書活動の幅を広げることができる機会と場所を提供することが必要です。そのための環境を整備していくことで、子どもが読書活動に関心が持てるように促すことが重要です。

このような観点から、本村では子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、自然交流センター及び村内小中学校の図書室の蔵書や資料・施設・設備を充実させ、子どもが身近なところで読書できる環境の整備に努めます。

### (3) 子どもの読書活動を推進するための普及啓発活動の促進

子どもが読書を通して自ら学ぶ大人の姿を手本にすることは、読書への意欲を高め、自主的な読書の習慣化につながると考えられます。そのため、大人が子どもの読書活動を推進する気運を高めていくことや、子どもの成長に特に深く関わる保護者、保育士、教職員等が読書活動に理解と関心を持つことは、非常に重要であると言えます。

このような観点から、本村では子どもの読書活動を推進する社会的機運を高めるために、子どもの読書活動の意義や重要性について、地域における関係機関やボランティア団体等と連携・協力し、普及啓発活動の促進に努めます。



## 第2章 子どもの読書活動の推進のための方策

# 1. 家庭における子どもの読書活動の推進

## 【現状と課題】

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであるため、その推進には、保護者が子どもへ配慮することが必要です。子どもにとって最も身近な存在である保護者が読書の楽しさを子どもと分かち合い、親しむことが、子どもの自主的な読書活動の推進にとって有効であり、重要なことでもあります。

そのため、本村では乳幼児を対象としたボランティア団体の協力による「ブックスタート事業」や「自然交流センター図書室の土曜開放の実施」など、子どもの読書活動のきっかけづくり、子どもが自主的に読書活動を行うことを促せる取組の推進に努めています。

また、関係機関やボランティア団体等が連携・協力して上記以外の取組を企画・実施していくことは、子どもの読書活動の推進を図る点において、併せて重要となります。

## 【今後の取組】

### ①家庭における読書活動のきっかけづくり

家庭で親子が共に本へ親しむことで、子どもが読書活動に親しむきっかけをつくることをねらいとして、村の福祉担当部局が実施する乳幼児健診の際に参加した親子へ絵本をプレゼントし、読み聞かせの大切さを伝える「ブックスタート事業」を、ボランティア団体「ぼっかぼか」と連携・協力して引き続き実施していきます。

### ②保護者に対する読書活動への理解の促進

各種啓発資料などを利用して、少ない時間であっても毎日「本」を読み聞かせること、親子で一緒に図書室へ行くことや読み聞かせ会に参加することの大切さなど、保護者に対する読書活動への理解の促進に努めます。



ブックスタート事業の様子





## 2. 地域における子どもの読書活動の推進

### 【現状と課題】

子どもにとって、地域の図書館（室）は、学校図書館（室）とともに、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所であり、また保護者にとっても、子どもと一緒に読書に親しめるきっかけとなりうる場所でもあります。

昨今の社会では図書館（室）へ求められるニーズも多様化する傾向にあるため、本村ではより効果的に資料や設備の充実化を進めることや、村全体の子どもの読書活動をより活発化していくための計画づくり等が必要であり、課題にもなっています。

そのため、本村では子どもの読書計画を推進するため、自然交流センターの図書資料や蔵書等の整備・充実に努めるとともに、休日利用のニーズに対応するため、自然交流センター図書室の土曜開放を実施しています。

さらに、平成28年度から自然交流センター内で継続して実施されている「絵本読み聞かせ会」など、読書活動に携わるボランティア団体と連携した事業の展開や支援体制の充実に努めています。

今後はより一層、社会全体の取組としての読書普及活動が求められていくことが予想されることから、地域及び学校の図書館（室）やボランティア団体等との連携・協力を強化し、子どもの読書活動を推進するための体制整備を充実化させていくことが期待されています。

### 【今後の取組】

#### ① 自然交流センター図書室を活用した子どもの読書活動の推進

##### ア 子どもと本を結ぶ取組の実施

子どもと本の出会いの場としての図書館（室）機能を充実させていくための一環として、第2・第4土曜日午後の図書室開放を継続実施するとともに、利用状況に応じて一層の充実を図るものとします。

##### イ 図書・資料の充実

乳幼児から青少年までの読書活動を推進するため、各年代の興味・関心や学習意欲を高める図書資料の把握・収集・提供に努めるとともに、調べ学習に役立つ図書や、図書に準じた各種資料の充実を図ります。

##### ウ 利用しやすい施設環境づくり

子どもや保護者が利用しやすいよう、書架や利用案内板、その他レイアウトの工夫、照明の改善など、住民が気軽に利用しやすい明るい雰囲気のある図書室にできるよう整備に努めます。

##### エ 優良図書の情報発信

子どもの発達段階に応じた優良な図書資料について、従来の新刊の広報に加え、レイアウトを工夫して本の紹介コーナーを設けることなど、情報発信を継続・充実させていきます。



自然交流センター図書室

## ② ボランティア団体及び関係機関との連携・協力の促進

### ア ボランティア団体との連携・協力

読書活動に携わるボランティア団体との連携・協力のもと、読み聞かせ事業など各種取組を継続して実施することにより、地域ぐるみで子どもに様々な形の読書活動に関わることができる機会を提供して読書活動の推進を図ります。

### イ 自然交流センター及び各学校の図書室関係職員との連携・協力

自然交流センター及び各学校の図書室関係職員が、学校向け事業や子どもの読書活動、収蔵図書についての情報交換を行うなど、連携・協力体制の向上に努めます。

### ウ 他図書館とのネットワークの充実

自然交流センター図書室が所蔵していない図書を道立図書館から借用するなど、ネットワーク化を進めることにより読書活動に関する住民サービスの向上に努めます。

## ③ 図書室担当職員の研修の充実

図書室担当職員の能力と技術の向上を図るため、研修の充実に努めます。



読み聞かせボランティア「ぽっかぽか」による絵本の読み聞かせ



### 3. 学校における子どもの読書活動の推進

#### 【現状と課題】

子どもの読書習慣を形成していく上で、学校は大きな役割を担っています。

学校教育法では「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されており、さらに学習指導要領では「各教科等の特質に応じた言語活動を充実すること」「言語能力を向上させる重要な活動である読書活動を充実させること」「生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」が求められています。それらの点を踏まえ、村内の小中学校においては、朝の読書などの全校一斉の読書活動を積極的に行い、読書意欲の向上に努めているところです。

また学校においては、子どもが自由に読書を楽しみ読書の幅を広げていくこと、適切な支援と指導をより一層充実させることで読書の質を高めていくこと、家庭や地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが求められています。

学校図書館（室）は子どもたちが日常的に読書を楽しむ場であるとともに、子どもの読書経験の機会を豊かに拡充していくための場、子どもたちの多様な興味・関心に十分に応えうる魅力的な蔵書や資料が充実している場、子どもたちが各教科や特別活動において多様な教育を受けることのできる場として、適切かつ十分な整備を進めていくことが重要です。

本村では、初山別小学校の生徒が長期休暇に入る前に初山別村自然交流センター図書室の蔵書から100冊程度、小学校を通して本を貸し出す「移動図書事業（令和2年度から）」の実施など、地域の図書館である自然交流センター図書室と学校図書館（室）の連携・情報共有を図り、子どもの自主的な読書活動や調べ学習などの学習活動に対する支援に努めます。

#### 【今後の取組】

##### ① 読書習慣の確立と読書の幅を広げる取組

子どもが自発的な読書活動・読書習慣を身に付けられるよう、以下の取組を推進します。

- ・「朝の読書」など全校一斉読書活動の充実
- ・様々な分野の本に触れる機会の拡充
- ・読書量の目標設定

上記の取組を通して、読書を楽しみながら学校や家庭での読書習慣を確立し、さらに読書の幅を広げるための取組の充実に努めるとともに、子どものアイデアを活かした自主的・実践的な活動を支援し、子どもの読書活動の充実を図ります。

##### ② 各学校の図書室を活用した読書指導の充実

###### ア 各学校の図書室の効果的な活用

各学校の図書室の機能と利用の方法、図書の分類、学習参考図書の利用方法などについて、子どもの理解を深められる読書指導と図書室の改善に努めます。

###### イ 教職員の連携による指導の充実

言語活動の充実化を図る学習指導要領の趣旨を踏まえ、各学校の図書室を活用した教科ごとの学習活動や日常の読書活動を充実させるため、教職員が連携して学校全体で子どもの学習活動や読書活動を支援・指導していく体制の充実を図ります。

### ③ 家庭・地域との連携による読書活動の推進

保護者や地域のボランティアなどとの連携により、地域が一体となって子どもの読書活動の推進に努めます。

また、地域の図書館（室）である自然交流センター図書室と連携を継続し、子どもにとって良質な読書活動の機会を充実させることに努めます。

### ④ 各学校の図書室の図書資料の整備・充実

子どもが日常的に読書を楽しむ場、様々な学習活動を行う場として、子どもの多様な興味・関心に応える図書資料、様々な学習活動に対応するための適切な図書資料の整備・充実に努めます。



## 4. 普及啓発活動

### 【現状と課題】

国が平成13年に公布した「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に、4月23日を「子ども読書の日」とすることが定められています。

また、文字・活字文化について関心と理解を深めるために、「文字・活字文化振興法」により、10月27日を「文字・活字文化の日」とすることが定められています。そして、各自治体によっては、その趣旨にふさわしい各種の取組が求められています。

本村では、7月から11月にかけて村内小中学校の児童生徒を対象とした「初山別村読書感想文コンクール」の実施、平成29年度からは継続して「日本ハム株式会社との包括連携協定に基づく図書キャンペーン」において初山別村自然交流センター図書室を登録（参加）させることなど、初山別村内外の機関団体と連携して子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるための取組により、子どもの読書活動の普及に努めているところです。

今後は、「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」（4月23日～5月12日）にかかわる取組を充実させ、地域における関係機関やボランティア団体などとの連携・協力による普及啓発活動を推進し、子どもの読書活動に対する住民の理解を一層促進することが求められます。

### 【今後の取組】

#### ① 読書週間などの啓発広報

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」にかかわる啓発活動の取組や、子どもの読書活動の推進に向けた取組の一層の充実を図ります。

#### ② 各種情報の収集・提供

地域・学校・ボランティア団体などにおける子どもの読書活動に関わる情報の収集を図るとともに、村の広報「お知らせ版」による情報発信、図書室内掲示を活用した情報提供など、さまざまな機会を活用して、住民に広く情報を発信していきます。



初山別村読書感想文コンクール 表彰式



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日公布施行

## (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## ○文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日)

(法律第九十一号)

第百六十二回通常国会

第二次小泉内閣

文字・活字文化振興法をここに公布する。

### 文字・活字文化振興法

#### (目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

#### (基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこ



これらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の<sup>かん</sup>涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の<sup>かん</sup>涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の<sup>かん</sup>涵養が十分に図られるよ

う、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養<sup>かん</sup>に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実に等的人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

# 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

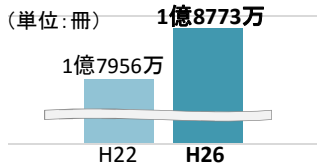
## 趣 旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018~2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

## 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

### 主な現状

<児童用図書の貸出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

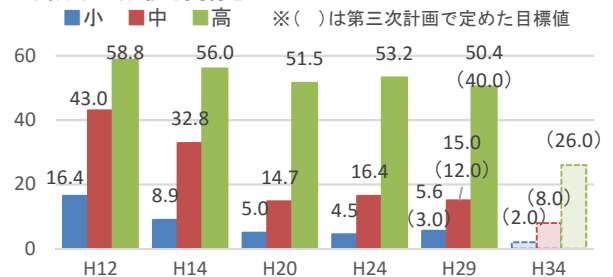
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

### 主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



### 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)

専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂

(平成29,30年公示) 総則において学校図書館の利活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

## 分 析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

## 計画改正の主なポイント

- ① **読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進**  
 乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
 小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
 中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
 高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② **友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実**  
 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ **情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析**  
 スマートフォンの利用と読書の関係等

## 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

### 市町村推進計画策定率

- ◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%
- ◆平成28年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%

※H29末目標  
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

- 市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等  
 都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等  
 国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

# 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

## 家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

## 学校等

### 【幼稚園・保育所等】

- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

### 【小学校、中学校、高等学校等】

#### ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進

- ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
- ・障害のある子供の読書活動の促進

#### ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保

- 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等

#### ◆学校図書館の整備・充実

- ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
- ・学校図書館図書標準の達成
- ・情報化の推進
- ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

## 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%

#### ◆図書館資料、施設等の整備・充実

- 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等

#### ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施

- ・読み聞かせ会等の企画・実施
- ・インターネット等を活用した情報提供

#### ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実

#### ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力

- ・学校図書館や地域の関係機関との連携
- ・ボランティア活動の促進
- ・地域学校協働活動における読書活動の推進

## 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組  
→ 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

## 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

## 普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

# 北海道子どもの読書活動推進計画〔第四次計画〕 【概要】

## 1 策定の趣旨

- ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月）に基づき策定
- ・北海道子どもの読書活動推進計画〔第一次計画〕（平成15年11月）から〔第三次計画〕（平成25年3月）までを引き継いで策定
- ・「(仮称)新しい教育計画」（平成30年策定）の個別計画として策定

## 2 基本理念

北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭・地域・学校等の連携を進め、積極的にその環境整備を図ります。

## 3 計画の性格

「北海道教育推進計画」における教育の各分野に関して策定する個別計画

## 4 計画の期間

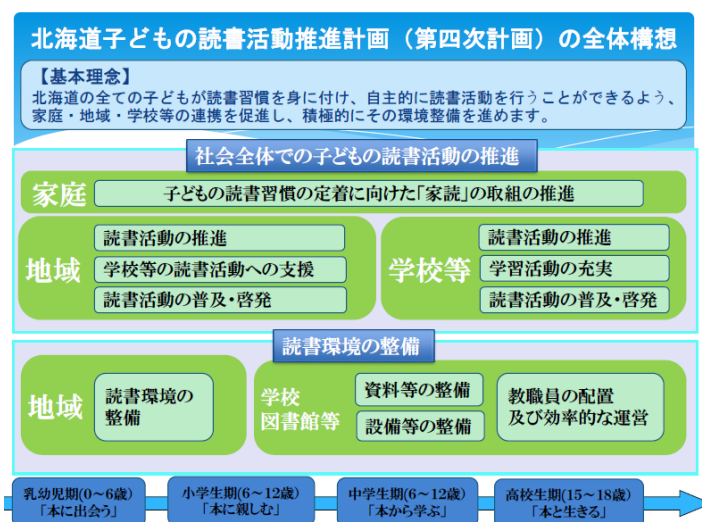
平成30年度から平成34年度までの5年間

## 5 計画の対象

0歳から、おおむね18歳まで

※4つの期（乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期）の特徴を踏まえた推進

## 6 子どもの読書活動推進のための方策



### <基本目標1>家庭・地域・学校等を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

#### 【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

- 子どもの読書習慣の定着に向けた「家読」の取組の推進

#### 【推進方策1-2】地域における読書活動の推進

- 読書活動の推進
- 学校等の読書活動への支援
- 読書活動の普及・啓発

#### 【推進方策1-3】学校等における読書活動の推進

- 読書活動の推進
- 学習活動の充実
- 読書活動の普及・啓発

### <目標指標> (例)

- ◇家庭での読書（1日10分以上）
- ◇学校における一斉読書の取組
- ◇読書が好きな児童生徒
- ◇「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」で事業を実施する市町村

### <基本目標2>子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

#### 【推進方策2-1】地域における読書環境の整備

- 読書環境の整備

#### 【推進方策2-2】学校図書館等における読書環境の整備

- 資料等の整備
- 設備等の整備
- 教職員の配置及び効率的な運営

### <目標指標> (例)

- ◇市町村における読書活動推進計画の策定
- ◇学校図書館図書標準達成の学校
- ◇学校司書を配置している学校
- ◇学校図書館において様々な人材と連携している学校



## 第3次 初山別村子ども読書推進計画

令和 3年 3月

発行者 初山別村教育委員会

〒078-4421

北海道苫前郡初山別村字初山別155番地1

TEL 0164-67-2136

FAX 0164-67-2832

E-mail [kyoui.syakyou@vill.shosanbetsu.lg.jp](mailto:kyoui.syakyou@vill.shosanbetsu.lg.jp)